

さいたま市の悪臭規制について (1/3)



The Knights

さいたま市では悪臭に関する規制として、悪臭防止法による規制、及び、さいたま市生活環境の保全に関する条例の2種類があります。規制の対象は市内のすべての業種に係る事業場です。また、悪臭の規制基準は大きく3つに分けられ、敷地境界における基準（1号規制）、煙突等の気体排出口における基準（2号規制）、排水水における基準（3号規制）があります。

<悪臭防止法による規制1>

平成24年1月現在

規制方法		特定悪臭物質の濃度による規制																																																																																																																				
1 ・ 2 号 規 制 基 準		・ 悪臭公害の原因となる主要な化学物質（特定悪臭物質）22種類について以下の規制基準が設けられています。																																																																																																																				
		表1. 1号規制の特定悪臭物質の規制基準*1																																																																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定悪臭物質</th> <th>A区域</th> <th>B区域</th> <th>C区域</th> <th>2号規制*2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アンモニア</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>○</td></tr> <tr><td>メチルメルカプタン</td><td>0.002</td><td>0.002</td><td>0.004</td><td>-</td></tr> <tr><td>硫化水素</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td>0.06</td><td>○</td></tr> <tr><td>硫化メチル</td><td>0.01</td><td>0.01</td><td>0.05</td><td>-</td></tr> <tr><td>二硫化メチル</td><td>0.009</td><td>0.009</td><td>0.03</td><td>-</td></tr> <tr><td>トリメチルアミン</td><td>0.005</td><td>0.005</td><td>0.02</td><td>○</td></tr> <tr><td>アセトアルデヒド</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.1</td><td>-</td></tr> <tr><td>プロピオンアルデヒド</td><td>0.05</td><td>0.05</td><td>0.1</td><td>○</td></tr> <tr><td>ノルマルブチルアルデヒド</td><td>0.009</td><td>0.009</td><td>0.03</td><td>○</td></tr> <tr><td>イソブチルアルデヒド</td><td>0.02</td><td>0.02</td><td>0.07</td><td>○</td></tr> <tr><td>ノルマルバレールアルデヒド</td><td>0.009</td><td>0.009</td><td>0.02</td><td>○</td></tr> <tr><td>イソバレールアルデヒド</td><td>0.003</td><td>0.003</td><td>0.006</td><td>○</td></tr> <tr><td>イソブタノール</td><td>0.9</td><td>0.9</td><td>4</td><td>○</td></tr> <tr><td>酢酸エチル</td><td>3</td><td>3</td><td>7</td><td>○</td></tr> <tr><td>メチルイソブチルケトン</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>○</td></tr> <tr><td>トルエン</td><td>10</td><td>10</td><td>30</td><td>○</td></tr> <tr><td>スチレン</td><td>0.4</td><td>0.4</td><td>0.8</td><td>-</td></tr> <tr><td>キシレン</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>○</td></tr> <tr><td>プロピオン酸</td><td>0.03</td><td>0.07</td><td>0.07</td><td>-</td></tr> <tr><td>ノルマル酪酸</td><td>0.001</td><td>0.002</td><td>0.002</td><td>-</td></tr> <tr><td>ノルマル吉草酸</td><td>0.0009</td><td>0.002</td><td>0.002</td><td>-</td></tr> <tr><td>イソ吉草酸</td><td>0.001</td><td>0.004</td><td>0.004</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	特定悪臭物質	A区域	B区域	C区域	2号規制*2	アンモニア	1	1	2	○	メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004	-	硫化水素	0.02	0.02	0.06	○	硫化メチル	0.01	0.01	0.05	-	二硫化メチル	0.009	0.009	0.03	-	トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02	○	アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1	-	プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1	○	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03	○	イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07	○	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009	0.02	○	イソバレールアルデヒド	0.003	0.003	0.006	○	イソブタノール	0.9	0.9	4	○	酢酸エチル	3	3	7	○	メチルイソブチルケトン	1	1	3	○	トルエン	10	10	30	○	スチレン	0.4	0.4	0.8	-	キシレン	1	1	2	○	プロピオン酸	0.03	0.07	0.07	-	ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002	-	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002	-	イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004	-	(単位: mg/L)
	特定悪臭物質	A区域	B区域	C区域	2号規制*2																																																																																																																	
	アンモニア	1	1	2	○																																																																																																																	
	メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.004	-																																																																																																																	
	硫化水素	0.02	0.02	0.06	○																																																																																																																	
	硫化メチル	0.01	0.01	0.05	-																																																																																																																	
	二硫化メチル	0.009	0.009	0.03	-																																																																																																																	
	トリメチルアミン	0.005	0.005	0.02	○																																																																																																																	
	アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.1	-																																																																																																																	
	プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.1	○																																																																																																																	
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.03	○																																																																																																																	
	イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.07	○																																																																																																																	
	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.009	0.02	○																																																																																																																	
	イソバレールアルデヒド	0.003	0.003	0.006	○																																																																																																																	
	イソブタノール	0.9	0.9	4	○																																																																																																																	
	酢酸エチル	3	3	7	○																																																																																																																	
	メチルイソブチルケトン	1	1	3	○																																																																																																																	
	トルエン	10	10	30	○																																																																																																																	
スチレン	0.4	0.4	0.8	-																																																																																																																		
キシレン	1	1	2	○																																																																																																																		
プロピオン酸	0.03	0.07	0.07	-																																																																																																																		
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.002	-																																																																																																																		
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.002	-																																																																																																																		
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.004	-																																																																																																																		
		*1: 数値は1号規制の規制基準（敷地境界における悪臭物質の許容限度）を示しています。																																																																																																																				
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>A区域: B, C区域以外の区域</td> </tr> <tr> <td>B区域: 農業振興地域</td> </tr> <tr> <td>C区域: 工業地域・工業専用地域</td> </tr> </table>				A区域: B, C区域以外の区域	B区域: 農業振興地域	C区域: 工業地域・工業専用地域																																																																																																														
A区域: B, C区域以外の区域																																																																																																																						
B区域: 農業振興地域																																																																																																																						
C区域: 工業地域・工業専用地域																																																																																																																						
		*2: 表中「○」で示した物質は、2号規制（煙突等の気体排出口における規制）の対象となります。2号規制の規制基準は、1号規制の数値を元に、排出口の高さ等によって補正計算を行って算出されます。																																																																																																																				

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査



さいたま市の悪臭規制について (2/3)



<悪臭防止法による規制 2 >

平成24年1月現在

規制方法		特定悪臭物質の濃度による規制																																																												
規制基準	3号規制	<p>・ 悪臭公害の原因となる主要な化学物質（特定悪臭物質）22種類のうち、以下の4種類に関しては3号規制の規制基準（排出水中の規制基準）が設けられています。</p> <p>表2. 3号規制の特定悪臭物質の規制基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定悪臭物質</th> <th>排出水の流量*3 (m³/s)</th> <th>A 区域</th> <th>B 区域</th> <th>C 区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">メチルメルカプタン</td> <td>0.001 以下</td> <td>0.03</td> <td>0.03</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>0.001 を超え 0.1 以下</td> <td>0.007</td> <td>0.007</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>0.1 を超過</td> <td>0.002</td> <td>0.002</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">硫化水素</td> <td>0.001 以下</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>0.001 を超え 0.1 以下</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>0.1 を超過</td> <td>0.005</td> <td>0.005</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">硫化メチル</td> <td>0.001 以下</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>0.001 を超え 0.1 以下</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>0.1 を超過</td> <td>0.01</td> <td>0.01</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">二硫化メチル</td> <td>0.001 以下</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>0.001 を超え 0.1 以下</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>0.1 を超過</td> <td>0.03</td> <td>0.03</td> <td>0.09</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：mg/L)</p>				特定悪臭物質	排出水の流量*3 (m ³ /s)	A 区域	B 区域	C 区域	メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.007	0.01	0.1 を超過	0.002	0.002	0.003	硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.02	0.07	0.1 を超過	0.005	0.005	0.02	硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.07	0.3	0.1 を超過	0.01	0.01	0.07	二硫化メチル	0.001 以下	0.6	0.6	2	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.1	0.4	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09
		特定悪臭物質	排出水の流量*3 (m ³ /s)	A 区域	B 区域	C 区域																																																								
		メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.03	0.06																																																								
			0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.007	0.01																																																								
			0.1 を超過	0.002	0.002	0.003																																																								
		硫化水素	0.001 以下	0.1	0.1	0.3																																																								
			0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.02	0.07																																																								
			0.1 を超過	0.005	0.005	0.02																																																								
		硫化メチル	0.001 以下	0.3	0.3	2																																																								
			0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.07	0.3																																																								
0.1 を超過	0.01		0.01	0.07																																																										
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	0.6	2																																																										
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.1	0.4																																																										
	0.1 を超過	0.03	0.03	0.09																																																										
基準値超過の場合		<p>基準を超過し、かつ、周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合、市長から改善勧告が出されます。これに従わない場合は改善命令が出され、これにも違反した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。</p> <p>また、周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合とは、主に近隣住民から悪臭に関する苦情が出ている状態を指します。</p>																																																												

*3：排出水の流量に日内変動がある場合、規制基準はその時の流量に従って変動します。例えば、昼間は排出水の流量が0.2m³/sで夜間は0.0001m³/sとなるB区域に立地する工場の場合、硫化水素の規制基準は昼間は0.005mg/Lとなり、夜間は0.1mg/Lとなります。

A 区域：B, C 区域以外の区域
 B 区域：農業振興地域
 C 区域：工業地域・工業専用地域

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



さいたま市の悪臭規制について (3/3)



＜さいたま市生活環境の保全に関する条例による規制＞

平成 24 年 1 月現在

規制方法		臭気指数による規制													
1 ・ 2 号 規 制 基 準	規制基準	<p>・臭気指数により規制基準が定められています。臭気指数とはにおいの強さを人の嗅覚を使って数値化したものであり、悪臭物質の濃度と比較すると実際のおいにおいの感覚に近い値を得やすいと言われてています。また、特定悪臭物質に含まれていないにおい物質にも対応可能という特徴があります。</p> <p>表 3. さいたま市生活環境の保全に関する条例における規制基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区域の区分</th> <th colspan="2">規制基準</th> </tr> <tr> <th>農業（園芸サービス業を除く）及び畜産業以外のすべての業種</th> <th>農業（園芸サービス業を除く）及び畜産業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種区域 (第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、および、用途地域の指定がされていない区域)</td> <td>臭気指数 10</td> <td rowspan="3">臭気指数 15</td> </tr> <tr> <td>第二種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域)</td> <td>臭気指数 13</td> </tr> <tr> <td>第三種区域 (工業地域、工業専用地域)</td> <td>臭気指数 15</td> </tr> </tbody> </table> <p>数値は 1 号規制の規制基準（敷地境界における臭気指数の許容限度）を示しています。また、2 号規制の規制基準は、1 号規制の数値を元に、排出口の高さ等によって補正計算を行って算出されます。</p>		区域の区分	規制基準		農業（園芸サービス業を除く）及び畜産業以外のすべての業種	農業（園芸サービス業を除く）及び畜産業	第一種区域 (第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、および、用途地域の指定がされていない区域)	臭気指数 10	臭気指数 15	第二種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域)	臭気指数 13	第三種区域 (工業地域、工業専用地域)	臭気指数 15
		区域の区分	規制基準												
			農業（園芸サービス業を除く）及び畜産業以外のすべての業種	農業（園芸サービス業を除く）及び畜産業											
		第一種区域 (第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、および、用途地域の指定がされていない区域)	臭気指数 10	臭気指数 15											
第二種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域)	臭気指数 13														
第三種区域 (工業地域、工業専用地域)	臭気指数 15														
3 号 規 制	さいたま市生活環境の保全に関する条例においては、3 号規制（排水水における悪臭の規制）に関する規定はありません。														
基準値 超過の場合		<p>基準を超過し、かつ、周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合、市長から公害防止のための改善勧告が出されます。これに従わない場合は改善命令が出され、これにも違反した場合は、1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金が科されます。</p> <p>また、周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合とは、主に近隣住民から悪臭に関する苦情が出ている状態を指します。</p>													

当社では敷地境界及び排出口における臭気指数の測定を行っております（*排水水の臭気指数の測定は行っておりません）。悪臭物質の測定については一部項目において行っております。詳しくは、当社 分析担当者 佐藤（亮）、杉山（フリーダイヤル 0120-01-2590 内線382、435）までお気軽にお問い合わせ下さい。。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

